

児童生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱の運用方針

(令和2年7月15日学校教育部長決裁)

(趣旨)

この運用方針は、児童生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱（令和2年7月15日学校教育部長決裁）（以下「派遣要綱」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

第1条及び第2条関連

- 1 学校教育活動の一環としての運動競技会及び文化的活動については、「那覇市運動部活動等の在り方に関する方針」及び「那覇市文化部活動等の在り方に関する方針」等を踏まえて判断するものとする。
- 2 運動競技については、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会通知（平成13年3月30日12体課協第13号）の「児童生徒の運動競技に関する基準」によるものとする。この場合において、同通知の「学校体育団体」とは、「沖縄県中学校体育連盟」と読み替えるものとする。

第1条及び第11条関連

市外在住の児童生徒が大会派遣に係る費用についてその住所を有する自治体から補助を受ける場合には、本市に対して補助金交付の申請はできないものとする。2重受給があった場合には、派遣要綱第11条の規定により既に交付した補助金を返還させる。

第2条関連

- 1 上位選手の辞退等により繰り上げで要綱第2条の各号に掲げる成績となり、主催団体から推薦を得た場合は補助の対象とする。

第3条関連

- 1 「その他市長が必要と認める場合」とは、ピアノ伴奏者、指揮者その他これらに類する者であって、その者を伴わない場合に大会への参加又は演奏等が困難となるなど、大会への参加に必要不可欠であると認められる者が同行する場合をいう。
- 2 「その他市長が必要と認める場合」の引率者の確認に当たっては、大会要項、参加申込書その他大会参加に必要な資料により、その者の役割及び必要性を確認するものとする。
- 3 コーチ、トレーナーその他競技力向上又は技術指導を主な目的とする者については、「その他市長が必要と認める場合」に含まないものとする。
- 4 本市立学校と他の市町村立学校との合同による派遣又は本市立学校以外の学校に在籍する本市在住の児童生徒が参加する派遣に係る引率者の補助金額は、要綱に基づき算定した補助金額に、本市在住の参加児童生徒数を当該派遣に参加する児童生徒総数で除し

て得た割合を乗じて得た額とする。

- 5 補助金額の算定又は補助申請の確認のため必要があると認めるときは、学校長、団体代表者その他関係者に対し、参加者名簿その他必要な書類の提出を求めることができる。

第4条関連(補助額の算定)

1 派遣要綱の航空運賃の補助額積算について

航空運賃については、目的地までの合理的と認められる経路によるものであり、かつ、団体割引や早割料金等の利用できる最低の運賃を利用するものとする。

2 ホテルパック等の利用について

- (1) ホテルパックを利用した場合でも、航空運賃及び宿泊料の単価を分けて算出可能な場合は、分けて算出すること。
- (2) 航空運賃及び宿泊料の単価が明確でない場合においても、支払額から派遣の際利用する航空会社公表の航空運賃（航空券を購入した日に適用可能であろう各種割引等を考慮した額）を差引き、残りを宿泊料として算出する。レンタカー代等、補助対象経費外の料金が含まれている場合又はその他特殊な事情による場合はその限りではない。

- 3 補助事業期間中に就学援助の認定を受けており、航空運賃の全額補助を希望する者は、本補助金申請時に別途就学援助認定通知書の写しを提出しなければならない。但し、就学援助の申請中で認定がまだ決定しておらず、当該書類が提出できない場合は、認定を受けた後すみやかに提出しなければならない。

- 4 他の補助金等の額は、本補助金の交付決定又は額の確定を行う時点において、その交付額が確定しているものを対象として補助の対象経費から控除するものとする。

- 5 第3条第2項の引率者の旅費については、第4条第1項第1号のただし書きは適用しない。

付則（令和8年7月21日 学校教育部長決裁）

- 1 この運用方針は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 施行前になされた令和8年度分の補助金に関する申請、決定等の行為は、この運用方針の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。

付則（令和8年8月13日 学校教育部長決裁）

- 1 この運用方針は、令和8年8月13日から施行する。

付則（令和8年8月31日 学校教育部長決裁）

- 1 この運用方針は、令和8年8月31日から施行する。
- 2 施行前になされた令和8年度分の補助金に関する申請、決定等の行為は、この運用方針の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。